

公立大学法人三条市立大学人事制度構築支援業務 仕様書

1 委託契約等の概要

(1) 目的

公立大学法人三条市立大学人事制度構築支援業務（以下、「本業務」という）は、本法人の将来ビジョンの実現に資する人材戦略を確立し、教育・研究・社会連携を横断的に支える持続可能な人材マネジメント基盤を構築することを目的とする。

(2) 業務の基本方針

本業務は、単なる制度提言に留まらず、本法人において実際に導入・運用可能な制度設計を行うことを前提とする。また、本法人の規模、組織特性、地域性及び社会連携の強みを踏まえ、他大学の単なる模倣ではない独自性のある人材マネジメントの在り方を提示するものとする。

(3) 委託契約期間

令和8年8月から約3か月程度（具体的な開始予定日、終了予定日は追って協議するものとする）

2 業務内容

(1) 現状把握及び課題分析

ア 理事長／学長、役員、教職員等へのヒアリングを実施し、現行の人事制度及び運用実態を把握すること。

イ 人材マネジメント（採用、配置、評価、育成、処遇等）に関する課題を構造的に整理し、論点を明確化すること。

ウ 上記ア、イを通じて、本法人の将来ビジョン及び経営方針の実現にあたっての人事制度における課題を分析すること。

(2) 人材戦略及び人材マネジメントの基本方針策定

ア 本法人の将来ビジョン及び経営方針に整合した人材戦略及び人材マネジメントの基本方針を策定すること。

イ 本法人が運営する三条市立大学の特性（実学志向、地域企業と連携した教育及び研究等）を踏まえ、教育・研究・社会連携を横断的に支え、発展させることのできる組織・人材の在り方を明確化すること。

ウ 教職員が誇り・自信・情熱を持って働くための基盤となり得る独自性のある制度設計の方向性を示すこと。

(3) 構築ロードマップの策定

ア ロードマップのゴールとして、本業務を通じて得られた知見を基に、受託者が、本法人に相応しいと判断した人事制度概要（評価報酬体系、人材開発体系、採用異動方針、これら人事制度の運用に必要なKPIなど）を可能な限り示すこと。

イ 短期（1～2年）及び中長期（3～5年程度）の視点から段階的な構築計画を策定すること。

ウ 制度導入に向けた実施プロセス、推進体制及び意思決定フローを明確化すること。

エ 優先順位及び実行上の課題並びに対応策を提示すること。そのために、本業務を構成する各工程について、必要期間、達成課題、費用を明示すること。また、上記イに示した後続の構築計画についても同様に、可能な限り、工程を区分明示して、必要期間、達成課題、費

用を明示すること。

(4) 成果物の作成及び報告

- ア 上記分析及び検討結果を取りまとめた報告書を作成すること。
- イ 本法人関係者に対し、成果報告及び説明を行うこと。
- ウ 必要に応じて、意思決定層向けの要約資料を作成すること。

(5) 打合せ及び進捗管理

- ア 月2回程度の定例打合せを実施し、業務の進捗状況を共有すること。
- イ 必要に応じて随時打合せを実施すること。
- ウ 本法人からの相談事項に対し適切に対応すること。

(6) その他

本業務の遂行に必要な事項について、本法人と協議の上実施すること。

3 成果物

(1) 納品物

- ア 人材マネジメント課題整理資料
- イ 人材戦略及び人材マネジメント基本方針書
- ウ 構築ロードマップ（前項（3）参照のこと）
- エ 最終報告書
- オ 打合せ議事録
- カ その他本法人が必要と認める資料

(2) 成果物の水準

成果物は、本法人において制度導入に向けた具体的な検討、実行及び意思決定が可能な水準で作成すること。

(3) 納品方法

- ア 電子データ及び紙媒体で提出すること。
- イ 電子データはPDF形式を基本とする。

4 受託者の責務

(1) 再委託の禁止

受託者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、請け負わせてはならない。ただし、受託者が業務の一部を第三者に委託し、請け負わせようとする場合、あらかじめ本法人の承認を受ければ、この限りではない。

(2) 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。これは、委託期間終了後又は契約解除後においても同様とする。

(3) 実施体制の確保

受託者は、業務の遂行に必要な業務従事者及び実施体制を確保し、業務を実施しなければならない。

(4) 業務責任者の配置

受託者は、全ての業務従事者を指揮監督できる者として、業務責任者を配置し、円滑な業務遂行に努めなければならない。

(5) 契約不適合責任

成果物に契約不適合が認められた場合は、受託者の責任において修正を行わなければならない。

(6) 知的財産権

本業務により作成された成果物の著作権その他一切の権利は、本法人に帰属するものとする。

5 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本法人と受託者が協議の上決定するものとする。

以上